別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準値			
	児童（６歳～７歳）の場合	児童（８歳～９歳）の場合	児童（10歳～11歳）の場合	生徒（12歳～14歳）の場合
エネルギー（kcal）	530	640	750	820
たんぱく質（g） 範囲※	20 16～26	24 18～32	28 22～38	30 25～40
脂質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%			
ナトリウム（食塩相当量）（g）	2未満	2.5未満	2.5未満	3未満
カルシウム（mg）	300	350	400	450
鉄（mg）	2	3	4	4
ビタミンA（μgRE）	150	170	200	300
ビタミンB_1（mg）	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB_2（mg）	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC（mg）	20	20	25	35
食物繊維（g）	4	5	6	6.5

㈫1　表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム……児童（６歳～７歳）70mg、児童（８歳～９歳）80mg、児童（10歳～11歳）110mg、生徒（12歳～14歳）140mg

亜鉛……児童（６歳～７歳）２mg、児童（８歳～９歳）２mg、児童（10歳～11歳）３mg、生徒（12歳～14歳）３mg

2　この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※　範囲……示した値の内に納めることが望ましい範囲

○文部科学省告示第十一号

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、夜間学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年一月三十日　　文部科学大臣　下村　博文

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準

区分	基準値
エネルギー（kcal）	820
たんぱく質（g） 範囲※	30 25～40
脂質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%
ナトリウム（食塩相当量）（g）	3未満
カルシウム（mg）	380
鉄（mg）	4
ビタミンA（μgRE）	300
ビタミンB_1（mg）	0.5
ビタミンB_2（mg）	0.6
ビタミンC（mg）	35
食物繊維（g）	6.5

㈫1　表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム……160mg

亜鉛……４mg

2　この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※　範囲……示した値の内に納めることが望ましい範囲

○文部科学省告示第十二号

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年一月三十日　　文部科学大臣　下村　博文

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

幼児又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準値	
	幼児	生徒
エネルギー（kcal）	510	820
たんぱく質（g） 範囲※	18 15～26	30 25～40
脂質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%	
ナトリウム（食塩相当量）（g）	2未満	3未満